

令和4年地方分権改革に関する提案募集に係る 全事項に共通して国に対処を求める意見

全国知事会

本年5月、平成26年から導入された「提案募集方式」による事務・権限の移譲や規制緩和等を内容とする第12次地方分権一括法が成立し、全国知事会としては、地方分権改革が着実に前進しているものと評価しております。

本年の提案募集に係る各府省からの第1次回答では、提案内容に対応困難や今後検討とされたものが多く、全国知事会としては、今後の検討過程で各都道府県の提案全般について、提案団体の提案を考慮した検討を求めるものです。

特に、個別項目への意見については、別添のとおりです。また、全てに共通して国に対処をお願いする事項については以下のとおりです。

○国と地方の適切な役割分担の構築のため、全てに共通して以下の事項を求める。

- ・地方公共団体における計画等の策定は、努力義務規定や「できる」規定であっても、国庫補助金等の交付要件となるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在しているため、制度的な課題として計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下がみられる計画の統廃合、他団体との共同策定を可能とするなど横断的な見直しを行うこと。
- ・事務区分（自治事務・法定受託事務）、並行権限、国の関与や義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画や地方分権改革推進委員会の第2次勧告及び第3次勧告で設定されたメルクマール等の範囲内とすること。
- ・報告徴収・立入検査に限った移譲など、それだけでは地方が何ら役割を果たすことができないものについては、地方が一定の役割を果たすことができるよう、許認可・措置命令など、関連する他の事務・権限を併せて移譲すること。
- ・一の都道府県の区域を越える事業等に対する事務・権限については、域外権限行使や関係都道府県との情報共有の仕組みを法令上構築すること。

○政府として最終的に決定するまでに、全てに共通して以下の事項に責任をもって対処し、地方に提示することを求める。

- ・各府省からの第1次回答において、現行規定により対応可能であるとされたものについて、要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう具体的な作業スケジュール等を示しながら、説明責任を果たすこと。
- ・事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。
- ・特に財源措置については、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。

内閣府地方分権改革推進室 御中

全国市長会

令和 4 年の地方分権改革に関する提案に係る関係府省からの第 1 次回答に対する見解等について（回答）

平素より、本会の運営につきまして、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、令和 4 年 7 月 28 日付け文書にて依頼のありました標記の件につきまして、別添のとおり回答いたします。

なお、以下につきましては、全事項に共通して国に対処を求める意見といたします。

- ・ 事務・権限の移譲対象を具体的に国が決定する段階では、工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- ・ 財源については、市に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から市に財源移譲すること。
- ・ 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
- ・ 事務・権限の移譲を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・ 計画の策定等については、「骨太の方針 2022」に記載された原則を遵守し、都市自治体が進める主体的な取組を阻害することのないよう、計画策定等を規定する法令の見直し、計画の記載事項や策定手続の簡素化、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを進めること。

【担当】

全国市長会行政部 浮穴（うけな）、鶴高
電話番号 03-3262-2310
電子メール teian@mayors.or.jp

令和4年地方分権改革に関する提案募集に係る

全事項に共通して国に対処を求める意見

全国町村会

- ・ 町村に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から町村に財源移譲すること。
- ・ 技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。また、工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- ・ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・ 国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、町村の行政需要の多寡や先行的な取組の有無を考慮せずに新たな計画の策定や専任職員の配置等を全国一律に義務付けることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。

- ・地方の自主性及び自立性を確保する観点から、既存の計画策定等の規定については法令上の対応を基本とする見直しを進め、計画策定の義務付けの廃止、他計画による代替・一体的策定、策定や変更に要する手続きの簡素化や計画期間の延長等の計画策定に係る提案を実現すると共に、新たな計画の増加を抑止するための実効性ある仕組みを設けること。

令和4年8月19日

内閣府地方分権改革推進室 御中

全国都道府県議会議長会
全国市議会議長会
全国町村議会議長会

令和4年の地方分権改革に関する提案に係る関係府省からの第1次回答に対する見解等について(回答)

平素は、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の会務運営について、御支援・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年7月28日付けで照会のありました、標記事項について、下記のとおり回答いたします。

格別の御配慮のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 関係府省からの第1次回答に対する意見

(1) 地方議会に係る提案事項

地方分権改革の推進により、地方議会の果たす役割と責任はますます増大することから、地方議会の自主性・自立性確保と権限強化を図る必要がある。

このため、議会の議決事項に係る提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて慎重に対応すること。

(2) その他の提案事項

第2次回答を示す際には、地方の意見を十分踏まえ改めて検討を行い、その実現を図ること。

2 計画策定等における見直し状況に対する意見

今回の各府省での自主的な見直しについては地方の意見を十分踏まえその実現を図るとともに、引き続き各府省において地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から自主的な見直しの検討を行うこと。